

骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の免疫を失ったお子さまに対して再接種費用を助成します。

2025.4～

横手市では、骨髄移植手術等で免疫が消失し、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断された方で、それらの予防接種を再接種する場合、その費用を助成いたします。

1. 対象者 横手市に住所を有する方で、以下の要件をすべて満たす方

- ① 骨髄移植手術等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師により判断されている方（医師の意見書が必要です。）
- ② 助成対象予防接種の接種日に 20 歳未満であること。
- ③ 接種済みの定期予防接種の回数と間隔が、定期予防接種の規定により接種している方。



2. 対象となる予防接種

再接種する定期予防接種 A 類のワクチン（ロタウイルスを除く）

ヒブ（10歳に達するまでの間）、小児用肺炎球菌（6歳に達するまでの間）、B 型肝炎、4 種混合・5 種混合（15歳に達するまでの間）、BCG（4歳に達するまでの間）、MR（麻しん風しん混合）、水痘、日本脳炎、2 種混合、子宮頸がん予防（HPV）、不活化ポリオ、3 種混合、麻しん、風しん

3. 助成金額

予防接種にかかった費用（横手市予防接種委託料が上限）

※全額自己負担で接種後、後日払い戻しいたします。

申請の流れ

1. 横手市へ「特別の理由による定期予防接種再接種費用助成対象者認定申請書」（様式第 1 号）「特別の理由による定期予防接種再接種対象者該当理由書」（様式第 2 号）を提出する。

記入した申請書と理由書は、横手市健康推進課または各地域市民サービス課へ提出してください。郵送でも差支えありません。また、記載する際は、下記についてもご確認ください。

- ・申請者の電話番号は、日中連絡の取れる方の電話番号（可能であれば携帯電話）を記入してください。
- ・接種の途中で医療機関を変更しようとする場合、接種種類および回数が増える場合は、新たに申請が必要になりますので、ご注意ください。



2. 提出いただいた申請書に基づき、横手市から「特別の理由による定期予防接種再接種に関する実施依頼書」（様式第 4 号）を交付する。

※依頼書の即日発行はできかねます。発行には 2 週間程度かかりますので、早めの申請手続きをお願いします。



3. 医療機関にて接種を実施する。

接種を実施する医療機関へ、下記をご持参ください。

- ① 横手市発行の予診票
- ② 母子手帳
- ③ 横手市交付の「特別の理由による定期予防接種再接種に関する実施依頼書」



4. 横手市へ費用助成のための書類を提出する。

書類は、横手市健康推進課または各地域市民サービス課へ提出してください。郵送でも差支えありません。

【提出書類】

- ① 特別の理由による定期予防接種再接種費用助成請求書（償還払）（様式第5号）
- ② 各種予防接種予診票【市提出用】
…必要な事項がすべて記載・押印されているか確認してください。
- ③ 予防接種費用の領収書（原本）

※請求書の提出は、接種日の年度内に行ってください。

※年度をまたぐ場合は、3月分までで一旦ご請求いただき、改めて4月以降分を請求くださいますようお願いいたします。

ご不明なことがありましたら、下記へお問い合わせください。

★問い合わせ先★

横手市健康推進課

〒013-0044

横手市横山町1番1号（横手保健センター内）

電話 0182-33-9600（課直通）